

議 事 内 容

- 専務理事 第 69 回常設審議委員会のご案内をしておりました時間となりました。はじめに、会長ご挨拶をお願いします。
- 会長 皆さんこんにちは。
 今月 2 日に、全国農業委員会会長代表者集会がありました。コロナの関係で、各都道府県から 5 名程度ということで、私と佐藤副会長、神埼市の西村会長、武藤次長の 4 人で出席をさせていただきました。今回は全国で 1 行政区だけということで、西村会長には活動記録について事例発表をしていただきました。ありがとうございました。
 今年もコロナウイルスの影響で様々な活動が制限されたところですが、感染状況は落ち着き、本県では感染者ゼロが 25 日以上続いています。オミクロン株の広がりが気になりますが、来年には収束に向かうことを願っております。
 また、農業委員会組織としては、国の規制改革実施計画を受けて、最適化活動に係る目標設定や委員の活動記録などについて、これまで以上の取り組みが求められる方向ですが、まだ具体的には示されておられません。
 さらに、人・農地プランについても、農業委員会も市町や農業団体等と連携して大きく関わる方向で検討されているとのことですので、来年以降の農業委員会活動に向け、情報共有を図ってまいりたいと思います。
- 議長 それでは、ただいまから第 69 回常設審議委員会を開会いたします。まず、本日の出席状況を報告してください。
- 専務理事 本日は、審議委員の総数 19 名に対し 15 名の出席をいただいています。常設審議委員会運営規程第 11 条で、「委員総数の過半数の出席で成立」と規定されており、本委員会が成立していることをご報告いたします。
- 議長 次に、前回の審議案件の結果について、農業会議事務局から報告してください。
- 農業会議事務局 (前回の審議案件について、資料 1 により報告。)
- 議長 本日の常設審議委員会では、農業委員会からの意見聴取が農地法第 4 条・1 件、第 5 条・6 件のほか、「人・農地など関連施策の見直し」に関する要請決議について」を議題としています。
 どうか慎重にご審議いただきますようお願いいたします。

議長	それでは、ただ今から議事に入ります。 議事録署名者として、〇〇委員と〇〇委員にお願いし、書記は農業会議事務局といたします。
議長	はじめに、農地法第4条及び第5条の規定による意見聴取に入ります。 一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局から説明をお願いします。
議長	まず、〇〇農業委員会からお願いします。
〇〇農業委員会	〇〇農業委員会です。 整理番号4-1、〇〇〇〇申請の後援会事務所の駐車場への一時転用において、申請地は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断され、一時的な利用に供するため、当該利用の目的を達する上で当該農地を供することが必要と認められる場合は許可し得ることから許可相当と判断されております。
議長	次に、〇〇農業委員会から説明をお願いします。
〇〇農業委員会	〇〇農業委員会です。 整理番号5-1、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は中山間地等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから許可相当と判断されております。
議長	次に、〇〇農業委員会からお願いします。
〇〇農業委員会	〇〇農業委員会です。 整理番号5-2、〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地、及び水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で、かつ、概ね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設等が存する農地であることから第3種農地と判断され、第1種農地については、住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものである場合は許可し得る、第3種農地は許可し得るに該当することから許可相当と判断しております。
議長	次に、〇〇農業委員会からお願いします。
〇〇農業委員会	〇〇農業委員会です。

整理番号5-3、〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用において、申請地は中山間地等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから許可相当と判断しております。

議長 次に、〇〇農業委員会からお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。
整理番号5-4、〇〇〇〇申請の共同乾燥施設用地への転用において、申請地は市町が定める農業振興地域整備計画において農用区域内にある農地であることから農用区域内農地と判断され、用途区分の変更である場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

議長 次に、〇〇農業委員会から2件続けてお願いします。

〇〇農業委員会 〇〇農業委員会です。
整理番号5-5、〇〇〇〇申請の農業用共同乾燥施設への転用において、申請地は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地と判断され、農業用施設への転用の場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。
整理番号5-6、〇〇〇〇申請の倉庫兼事務所、駐車場、資材置場用地への転用において、申請地は中山間地等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから許可相当と判断しております。

議長 農地法第4条関係1件、第5条関係6件について説明がありました。
ここで、案件ごとに審議を行いたいと思います。

議長 はじめに、農地法第4条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の後援会事務所の駐車場用地への一時転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 一時転用になっておりますが、期間はいつからいつまでですか。

〇〇農業委員会 令和4年の1月17日から令和4年の5月31日までです。選挙が4月に行われる予定ですので。

〇〇委員 来年度の水稲の作付けはできるのですか。

〇〇農業委員会	米の前には終わりますので、来年度の作付けはできる状況だと思います。
議長	他にご質問等ございませんか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	農業公共投資の対象外と書いてありますが、ここは多分土地改良区の受益地ではないかと思うのですが、土地改良区との話合いとか転用の決済金の話というのは済んでいると思いますけど、その辺の記載がないので、今後記載をお願いしたいと思います。今日出ている案件はほとんど土地改良区のエリアじゃないかなと思いますが、協議をしているかしてないかがこれでは分からないので、今後よろしくをお願いします。
〇〇農業委員会	ご指摘の通り決済金は済んだ上での申請になっております。事務局の方から今後記載をとということであれば、記載をしたいと思います。
議長	他にございませんか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

- 〇〇委員 30棟の2階建てと書いてありますけれども、住宅費が229,700千円で30棟ということは、土地・建物含めて1戸当たり7,600千円位になります。建設費を見れば1戸当たり6,000千円となりますが、この程度の金額でできるのかなと思います。その辺はどうなのでしょう。
- 議長 回答できる範囲でお願いします。
- 〇〇農業委員会 見積書が付いておりまして、180,000千円で30棟建てるということになっております。見積方への注文書と見積先の請書も、案の段階ですけど、話はできているということで書類が付いておりますので、この内容で施工されるものと考えております。
- 〇〇委員 ありがとうございます。
- 〇〇委員 参考までにですが、15ページに公園のAとかBとありますね。この後の管理というのは、分譲で分けて管理されるのか、一括して管理されるのか、話し合はできているのですか。
- 〇〇農業委員会 この辺について確認は取れていませんけれども、市に寄贈するか、そうでない場合は事業者さんの方で管理されるものと考えております。
- 議長 他にございませんか。
- 〇〇委員 13ページの土地の利用及び施設の概要のところ、計7,595.89㎡の中で宅地面積が1,937.70㎡ということで、3分の1ないのですが、間違いはないんですよね。道路と通路等とあるので、計算方法が違うのかなとも思います。
- 〇〇農業委員会 1,937.70㎡というのは建物のみの面積になりまして、これに付随して通路等の中に周辺のスペースが多少出てきますので、一区画の面積としては200㎡前後になります。
- 〇〇委員 図面の点々の部分は駐車場用地ですか。
- 〇〇農業委員会 はい、駐車スペースとなっています。
- 〇〇委員 建売分譲住宅でしょう。区割りはどうなっているのですか。駐車場の点々の部分などは個人の所有になってくると思いますが。通路等に入らば共通部分になるわけですか。

- 〇〇農業委員会 駐車場の点々などの周りの四角で囲まれた部分が一区画、200 m²前後となり、その部分をエンドユーザーが買われることとなります。1,937.70 m²というのは建物 30 棟の合計面積でして、その周りのスペースは通路等の中に入っている内容になっています。
- 〇〇委員 入ってくる共通部分の道路と敷地内が同じ括りというのがどう考えても理解できません。
- 〇〇農業委員会 申請された業者からの記載がそのようになっておりましたのでこういった書き方をしてしまっているんですけども、分かりにくいようでしたら次回から一区画当たりの面積の記載をするようにいたします。申し訳ありません。
- 〇〇委員 他のところは一区画当たりで記載しているので、整合性が取れるように、業者にも指導をした方がいいと思います。
- 議長 他にございませんか。
- 委員一同 (意見・質問等なし)
- 議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
- 常設審議委員 (全員挙手)
- 議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
- 議長 次に、農地法第 5 条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の太陽光発電設備用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
- 〇〇委員 譲渡人は㉠さんになっておりますが、21 ページでは㉡さんとなっております。どっちが本当ですか。
- 〇〇農業委員会 21、22 ページの図面は契約時に交わされた図面でございますが、㉠さんは令和 2 年 4 月 14 日に相続で取得をされておまして、㉡さんがご主人になられると思います。以前の所有者が㉡さんということで、表記を変えておくべきところをそのまま出していました。申し訳ございません。
- 〇〇委員 死亡されているのですね。

〇〇農業委員会	はい。
〇〇委員	はい、分かりました。
議長	他にございませんか。
〇〇委員	21、22 ページで、太陽光パネルの設置が予定されているところが右のブルーで表示されている部分だと思いますけれども、左の空白の部分は山林になるのですか。
〇〇農業委員会	設置面に対して空白地が多いのではないかというご質問かと思えます。23、24 ページにドローンで撮った写真を付けています。見ていただくとおおよそ現状が分かっていたかと思えます。申請者からも相談がありまして、東側と北側が急傾斜地になっておりまして、切土盛土を行った場合、崩落の恐れがあるということもありまして、緩衝地として整備するにとどめる計画になっております。実際のところ角度もあって耕作にもなかなか難しい所で、現状はこのように荒れている状態です。
〇〇委員	分かりました。
議長	他にご質問等ございませんか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	次の5-4及び5-5の案件についてですが、常設審議委員会運営規程第25条第1項の議事参与の規定により、委員は自身が開与する議題の採決に加わることができないこととなっておりますので、〇〇委員は一旦退席をお願いします。
〇〇委員	(退席)

議長 それでは、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の共同乾燥施設用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

〇〇委員 私たちも再編の話がっておりますので、次の案件についても、何軒で再編をされるのかお聞きしたいです。

〇〇農業委員会 計画では令和5年の5月までで工事完了となっておりますので、2年半くらいかかるようです。

〇〇委員 いえ、戸数がどのくらいの規模になるのか、今まで何軒で今度はどうなるか、ということですよ。

〇〇農業委員会 すみません、分らないです。

〇〇委員 〇〇の共乾と〇〇の共乾を合体するということですか。

〇〇農業委員会 そうです。

〇〇委員 200町規模だとか400町規模だとか書いてもらおうと想像が付くんですけどね。

〇〇委員 大体今採択される条件は800町から1000町規模ですよ。戸数的に。関連して、参考までに聞きたいのですが、土地の単価について、近隣の農地の通常の売買価格が分かれば、次の〇〇市(町)の分も教えてください。住宅とか営業で高くなって売れたりするのは分かるんですよ。同じ組合員が利用するのに反当4,500千円とか3,700千円とかで、近隣のを参考にしながらやるべきだと思うんですけどね。

〇〇農業委員会 3条で反当500千円から高くて600千円です。

〇〇委員 分かりました。

議長 他にございませんか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 (全員挙手)

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として
〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の
農業用共同乾燥施設用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでし
ょうか。

〇〇農業委員会 先によろしいでしょうか。

議長 はい、どうぞ。

〇〇農業委員会 先程委員さんからご質問があった分で、当市（町）で分かる分を先に
ご回答させていただきたいと思います。施設の再編につきましては、6
共乾を二つにまとめる形になっております。既存の共乾を一つサブ施設
として利用する形になります。受益面積は米・麦で合計1,859ha、大豆共
乾として420haの再編計画です。今回3支所の再編をするのですが、組
合員総数が、加入者が939人、新規加入の希望者が760人となっております。
水稻の受付面積よりも、近年麦が豊作だったということもありま
して、麦の作付の最大値を考慮した形での規模設定をされていると聞いて
おります。転用地の価格は10a当たり3,700千円ですが、近辺のあつ
せん価格については、900千円から1,000千円の間となっております。

〇〇委員 ありがとうございます。

議長 他にございませんか。

委員一同 （意見・質問等なし）

議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、
異議のない方は挙手をお願いします。

常設審議委員 （全員挙手）

議長 全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として
〇〇農業委員会会長に回答いたします。

議長 それでは、〇〇委員さんに着席をお願いいたします。

〇〇委員 （着席）

- 議長 次に、農地法第5条関係、〇〇農業委員会より諮問の〇〇〇〇申請の倉庫兼事務所、駐車場、資材置場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
- 〇〇委員 土地利用計画図を見ると、東、南、北に用悪水路と記載されていますけれど、航空写真で見るとなかなか狭い田んぼが近所にあります。そういった土地との、用水路の護岸とかいろいろあると思いますけど、そこら辺をお伺いしたいと思います。
- 〇〇農業委員会 生活排水、合併浄化槽の排水等については、排水路の管理者と協議をなされておりまして、盛土をするところの周りについては、L型のコンクリートブロックで囲まれて、土砂の流出等がないような形で整備をされます。直接隣の農地とは接していないので、近隣の農地の方の同意をもらっていらっしゃるわけではないんですけど、排水については所定の許可をいただいているという確認をしております。
- 〇〇委員 国道端に宅地ということでもありますね。それは申請者さんが所有されるわけですよ。
- 〇〇農業委員会 今現在、申請者ご本人の所有ということで、先行して取得されていらっしゃるんですよ。
- 〇〇委員 そうすると、現況は雑種地みたいになっているんですよ。
- 〇〇農業委員会 そうですね。
- 〇〇委員 取得はいつ頃されていますか。
- 〇〇農業委員会 令和3年10月8日、売買による取得ということで所有権を取得されています。
- 〇〇委員 農業委員会にお伺いしますが、今回の土地利用計画図というのが、なかなか見づらいんですね。自分たちの農業委員会では、被害防除的な問題を重点的に見るのが農業委員会の現地調査なんですね。今後こういう計画書を出された場合は、もう少し慎重な計画図を作ってもらうように業者さんに要望してもらいたいと思います。
- 〇〇委員 さっきの件といい、今度の件といい、もうちょっと整理してみんなが分かりやすいようなものにしなければならぬんじゃないですか。
- 〇〇委員 38ページにしても、田なら田のマークを付けてあれば分かるのですが。ここは田、ここは宅地と分かるように今後してほしいと思います。

〇〇農業委員会	今後そのようにさせていただきます。ありがとうございます。
〇〇委員	事務局もこういうのが出てきたら戻してもらって、事務局から言ってもらった方がいいと思います。
議長	他にございませんか。
委員一同	(意見・質問等なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
常設審議委員	(全員挙手)
議長	全員挙手でありますので、この案件については、「異議なし」として〇〇農業委員会会長に回答いたします。
議長	以上、本日意見を求められた農地法第4条関係1件、第5条関係6件について、各市町農業委員会会長に「異議なし」として回答いたします。
専務理事	農業委員会事務局の皆さま、議案の説明ありがとうございました。農地法に基づき意見を求められた案件の審議は終わりましたので、お急ぎであれば、ここでご退席いただいても構いません。
議長	続きまして、次の項目に移ります。 「人・農地など関連施策の見直し」に関する要請決議について、農業会議事務局より説明をお願いします。
農業会議事務局	(資料2により説明)
議長	皆さま方よりご意見・ご質問等ないでしょうか。
〇〇委員	3について、トラクターやコンバインの補助について、法人で補助をもらっているから担い手の方に補助が出ないんですよね。それが一つと、5のところ、農業委員の過半数を認定農業者にしなさいとなっていますが、うちの周辺はどこを見たって、認定農業者というのはほとんどハウスをやっています。それで生活できるもんだから、高齢者が辞めるとなっても田んぼに手を出さないんですよ。地域のことを一番分かっているのは認定農業者ではないんです。農業委員の過半が認定農業者となって本当に地域の実情が分かるのか。我々の年代になると、昔のことから

分かっているので問題が出たときに対処できるのですが、そういった方が本当にいい方向にもっていけるのか非常に疑問を持っています。

議長 他にございませんか。

〇〇委員 人・農地プランの地図は、私たちのところでは年齢で作ったわけですよ。これを見ると、将来の農地利用の在り方を示した地図と書いてあるので、農業委員会がそこら辺を把握して作らなければいけないのでしょうか。

〇〇委員 まだ具体的には全然分かっていないのですが、ただ、今まで作っていたものよりいろいろなものを盛り込んだ地図かなど。どういったものかは全然説明があっておりません。年明けてから議論があるのかなど思っております。

議長 他にございませんか。

委員一同 (意見・質問等なし)

議長 それでは、以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。

専務理事 ありがとうございます。
最後にその他の項目に移ります。

農業会議事務局 (その他の項目について、資料3により説明。)

専務理事 以上をもちまして、全ての本日の会議を終了いたします。
次回は1月17日となりますのでご予約をお願いします。

14時50分